

資料3 事業用地の諸条件について（障害物等）

3-1 諸条件及び必要な対応

敷地利用の諸条件	必要な対応
ア 敷地北側に整備予定の都市計画道路	都市計画道路に面する出入口の整備。
イ 障害物	樹木の伐根、土留工作物・自然石等の撤去及び処分。
ウ 「厚木市住みよいまちづくり条例」（平成15年厚木市条例第6号）の遵守	防火水槽、雨水貯留槽等の整備。
エ 埋蔵文化財	敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地となっていることから、市として2019年9月以降に試掘調査を実施する予定であり、その調査結果によっては、事業全体の工程を再調整する必要がある。 なお、その場合においては、事業中止期間中の対応等の明確化や契約内容の変更等が生じるため、調査結果を市のホームページ上で公表し、実施方針及び要求水準書の修正を行う。
オ 冬季対応	冬期間の本施設内における除雪等。

3-2 敷地内障害物位置図（現況）

